



アイヌ民族～歴史と文化

公益財団法人アイヌ民族文化財団



まえがき

アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語であるアイヌ語を有し、ユカラをはじめとする口承文芸やイヨマンテなどの伝統的儀礼、あるいは特有のアイヌ文様など多様で豊かな文化を発展させてきました。

しかし、近世、近代の歴史の中で、アイヌの人々の社会や文化は深刻な打撃を受け、多くの人々が貧困を余儀なくされ、様々な局面で差別の対象となる状況が続き、アイヌの伝統や文化は危機的な状況に追い込まれました。

そうした状況の中でも、アイヌ民族の中に社会の偏見に屈することなく、自分たちの文化を伝承・保存して来た人たちがいます。現在、伝統的な生活様式をそのまま続けている人はいませんが、アイヌの伝統文化の中核部分は今日までしっかりと伝承されており、現代のアイヌ民族はその文化の伝統を基礎として、新たな民族文化の特色を育みつつあります。

アイヌ民族とは、どのような歴史や文化、言語や生活様式をもつ人たちなのか、それらのことを正しく理解していただくために、この小冊子を編集しました。アイヌの伝統と文化がよく知られ、アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現に向けて、このささやかな冊子が、何らかの手がかりになれば幸いです。

令和7年8月

公益財団法人アイヌ民族文化財団

目 次

アイヌ文化の形成	2
歴 史	4
言 葉	12
信 仰	14
住 ま う	16
生 業	18
食 べ る	20
着 る	22
芸 能	24
アイヌ文化の現在	26
〈参考資料〉	
アイヌの人たちに関わる歴史	28
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を 実現するための施策の推進に関する法律	30
公益財団法人アイヌ民族文化財団について	34

アイヌ文化の形成

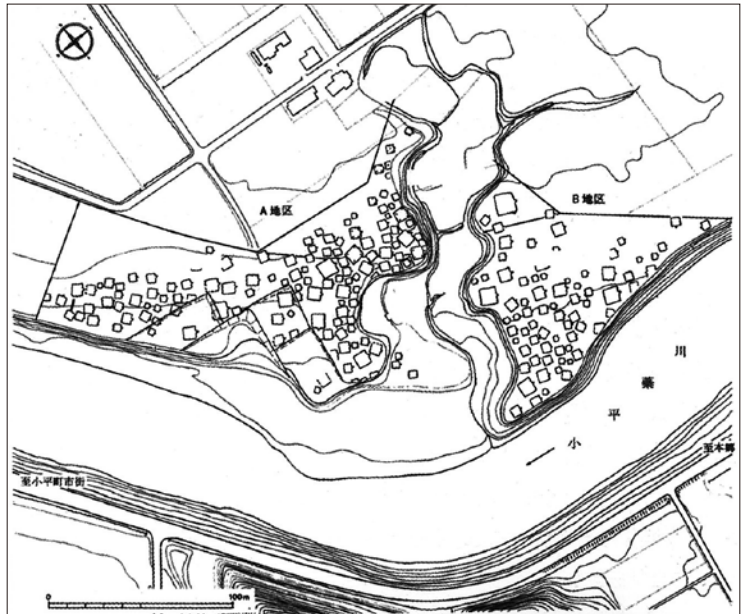
本州が弥生時代を迎え、その後、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉時代と続くころ、北海道では土器を使い、採集・漁狩猟を生業とした時代が続きました。続縄文文化の時代、擦文文化の時代と呼ばれる時代です。地域や研究者によって異なりますが、この擦文文化の時代は7世紀ころに始まり、オホーツク文化の影響を受けながら12～13世紀ころにかけてアイヌ文化の時代に移行したと考えられています。

◆アイヌ文化につながる擦文文化

両文化に共通するところとして、一例をあげますと、集落がサケやマスが遡上する河川の流域、あるいは河口につくられるということです。擦文文化を担った人たちもアイヌの人たちと同様に、季節になると大量に遡上してくるサケやマスを主たる食糧としていたのでしょう。

◆オホーツク文化もまたアイヌ文化と関連する

擦文文化にはほぼ並行して、北海道のオ



擦文時代の集落
(「おびらたかさごII」小平町教育委員会、一部改変)



オホーツク文化・モヨロ貝塚の住居跡。左手前に骨塚がある。
(東京大学大学院人文社会系研究科附属北海文化研究常呂実習施設 (Webコンテンツ番号37) より)

ホーツク沿岸域を中心にオホーツク文化が形成されます。このオホーツク文化を担った人たちは、住居内にクマの頭骨を集積していました。クマに対するなんらかの信仰を持っていたものと思われます。アイヌの人たちもまた、クマの霊送り儀礼を行った後、頭骨を住居の外の祭壇に安置しました。

このように、精神文化においては、オホーツク文化が大いに影響していると考えられます。

◆アイヌ文化の形成

こうした歴史の流れ、あるいは、現在に伝わるアイヌ文化を見ますと、擦文文化を担った人たちがオホーツク文化の影響を受けながら、アイヌ文化を形成したと考えられますが、その年代などについては、まだはっきりとはしていません。

近年、北海道南部の上ノ国町の遺跡から、16世紀末から17世紀初めごろに使われていたと考えられる、「イクパスイ」と呼ばれるアイヌの人たちの祭具が出土しており、こうした考古学の発掘等により、古い時代のアイヌ文化の様相が次第に明らかになってくると考えられます。



上ノ国町市街地宮ノ沢川右岸地点から出土したイクパスイ
(上ノ国町教育委員会蔵)

歴史

アイヌ文化の成立は12～13世紀ころといわれていますが、私たちがアイヌの人たちを史料のうえで確認できるのはおおよそ15世紀ころからです。そのころ、アイヌの人たちは漁狩猟や植物採取を主な生業にしてくらし、また他地域の人たちと交易を行っていました。和人^注がこの島に住み始めた時期は定かではありませんが、15世紀ころにはその居住地は東はむかわ、西は余市まで広がり、現在の函館付近には若狭(福井県南西部)から商船が来航し、問屋や鍛冶屋も設けられていました。蝦夷地(北海道)からは蝦夷三品と呼ばれていた昆布、干サケ、ニシンや北蝦夷地(樺太、現サハリン)を経由した中国産品などが移出され、本州からは鉄製品、漆器、酒などがもたらされました。アイヌの人たちは本州へ移出される品物の直接、間接の生産者であり、交易者でした。

◆アイヌの人たちとの妥協

1456(康正2)年、アイヌの若者が注文した小刀をめぐる志苔(現在の函館)の鍛冶屋と口論となり、鍛冶屋がその小刀で若者を刺し殺したことをきっかけに、翌年にはコシヤマイン親子が立ち上がりました。

注) 和人: 明治以前においては、本州から渡りしてきた人々をいい、現在は日本のなかで一番人数の多い人々を、アイヌの人たちと並べて呼ぶときの呼び名です。

和人の増加に伴い、そのうちの有力者は領主化し、その拠点^{たて}は「館」と呼ばれています。渡島半島南端部には12の館が点在していました。コシヤマイン親子はこれらの館を次々に破り、2つの館を残すだけになりました。残った館の一つ花沢館(館主^{かきざき} 蠣崎^{すえしげ} 季繁)の客将であった武田信広はだまし討ちでコシヤマイン親子を破り、全滅の危機を脱しました。この功績で武田信広は蠣崎家を継ぎ、後の松前家の祖になります。しかし、アイヌの人たちと和人の戦いは、その後、約100年にわたって断続的に行われました。長期に及んだ戦いの起因はアイヌの人たちと和人の間の政治的あるいは経済的な不和にあったと考えられています。蠣崎氏は和人に対する支配者としての地位を固め、本州からやって来る商船からの徴税権を確保していましたが、政治的そして軍事的に安定したものではありませんでした。

1550(天文19)年、「夷狄^{いてき}の商舶^{しょうぱく}往還^{おうかん}の^{はつと}法度^{はつと}」を定め、アイヌの人たちの懐柔と妥協をはかりました。これによって、アイヌの人たちの長^{おさ}2人をそれぞれ現在の上ノ国と知内に住ませ、両地をもって以北をアイヌの人たち、以南を和人の居住域とし、本州商船から徴収した税の一部をそれぞれの長に分配しました。また、海上を航行するアイヌの人たちの船は、西は上ノ国沖、東は知内沖で、帆を下ろして一礼し、往来するようになりました。



12館の一つ志苔館。東西152.7m、南北112.7mと長方形をしている
(史跡志苔館跡空撮写真 函館市教育委員会 蔵)

◆生産者から漁場労働者

1593(文禄2)年、^{かきぎよしひろ}蠣崎慶広(武田信広から5代目)は名護屋で豊臣秀吉、1599(慶長4)年に大坂で徳川家康に会いました。この時姓を蠣崎から松前に改めます。その後、1604(慶長9)年には家康から黒印状が与えられ、蝦夷地における交易の独占を認められました。幕藩体制下に入った松前藩は本州以南の他藩と異なり、藩士への禄に米を用いることができず、主だった家臣には徳川幕府に承認されたアイヌの人たちとの交易権を地域を限って分与しました。これを^{あきないば}商場あるいは場所と呼びました。知行主(商場を給された藩士)は、年に1度自らの商場へ船を出し、その地域のアイヌの人たちと交易を行い、そこで得た品物を松前で本州商人に売却し、その収益で暮らしをたてました。その後、知行主はアイヌの人たちとの交易に要する経費、さらに生活費までを商人から借用し、交易によって得た品物を商人に渡して借金の返済にあてました。しかし、商人への借金が増えると、知行主は一定の金

額をとって、商場を商人に請負わせるようになりました。これを場所請負制といいます。場所を請負った商人は知行主と同じように商場でアイヌの人たちと交易を行っていました。しかし、1740(元文5)年ころから始まったといわれる長崎俵物^{いりなまこ}(煎海鼠、白干鮑、昆布など)、本州における藍などの換金作物の肥料となるメ粕などの漁獲物の需要が高まると、商人自らが漁業を行うようになります。漁業に進出した商人は漁具の改良、新技術の導入によって、漁獲の増大をはかるとともに、アイヌの人たちを漁場の労働力として使役するようになりました。ここにおいて、これまで生産者・交易者であったアイヌの人たちは漁場における労働者としてくらすことになります。



徳川家康が松前慶広に与えた黒印状。これにより松前藩は、蝦夷地における交易の独占を認められた
(『徳川家康黒印状』北海道博物館 蔵)

◆シャクシャインの戦い

シャクシャインの戦いは日高地方に生活圏をもつアイヌの人たち2グループの漁猟権をめぐる争いから始まりました。しかし、1669（寛文9）年には一方の統率者シャクシャインの呼びかけに呼応した蝦夷地のアイヌの人たちと松前藩の全面戦争に発展しました。戦いはほぼ互角に推移していたのですが、幕府の援軍を得た松前藩が次第に優位になり、その後、和睦の酒宴の席でシャクシャインがだまし討ちによって殺害されたことで戦いは終息しました。これによって、アイヌの人たちは松前藩に従うことを認めなければなりませんでした。

これまで、松前藩はアイヌの人たちとの戦いにおいて形勢が不利とみると、だまし討ちによって戦いを終わらせたことがありました。

その背景には、アイヌの人たちの交易者としての側面があったことが指摘されています。アイヌの人たちにとって、くらしを営むうえで欠くことができない交易は単なる品物の交換ではなく、交易相手との無沙汰を丁重に述べるなどの厳粛な儀礼を伴ったものです。したがって、和人側から言葉を尽くした和睦を持ちかけられると、それを一蹴せずにアイヌの人たち、とりわけその統率者は威儀を正して、その場に臨んでいたということです。

◆クナシリ・メナシの戦い

シャクシャインの戦い以後、和人の優位がゆるぎないものになります。多くのアイヌの人たちは漁場労働を強いられ、場所請負人そしてその配下の者たちの酷使や交易の不正に耐えなければなりませんでした。松前藩による場所の開設はさらに松前の遠隔地へと広がり、18世紀中ごろには国後島や目梨地方（現在の標津地方）にまで達していました。1789（寛文元）年国後場所請負人であった飛騨屋による酷使や不正に耐えかねた国後島のアイヌの青年たちが立ちあがり、さらに対岸の目梨地方に戦いは広がりましたが、国後と厚岸の首長の説得によって、戦いは収まりました。しかし、松前藩が派遣した討伐隊は主だった人たちを死刑に、他の人たちも処罰しました。この戦いによって、松前藩は国後島や道東部のアイヌの人たちを制圧し、その支配に組み込



シャクシャインの戦いのころのアイヌの人たちの地域的統一
（北海道博物館蔵）

んでしまいました。この戦いがアイヌの人たちの和人に対する戦いの最後となりました。

◆政治のはざままで

徳川幕府は国後・目梨の戦いの10年後、アイヌの人たちの苛酷な漁場労働と不正による場所経営と、ロシアの南下に対する警戒から、1799（寛政11）年に蝦夷地の南半分—東蝦夷地、そして1807（文化4）年からは松前藩を梁川（現在の福島県伊達市梁川町）に移し、蝦夷地の北半分—西蝦夷地と北蝦夷地を直接治めました。アイヌの人たちがロシアの懐柔策にのせられないように、幕府はアイヌの人たちと公正な交易を行うとともに、本州他藩に蝦夷地防備の兵を派遣させました。交易による収益は蝦夷地経営に使いましたが、道路開削、防備体制の拡大などは交易の収益を上回るものになりました。ロシアに対する警戒心も薄れ、松前藩の復領運動もあって、1821（文政4）年には蝦夷地は松前藩に戻されます。

1855（安政2）年、箱館への外国船の寄港を認めた幕府は、その周辺を直接治めるようになり、翌年には幕府の統治を蝦夷地とその周辺の島々にまで広げました。ただし、渡島半島南西部は松前藩領のまま残されました。その目的はロシアに対する防備の強化のほか、蝦夷地開拓や殖産興業にありました。



和風化したアイヌの人たち
（『箱館より宗谷までの絵図』北海道博物館蔵）

徳川幕府は、アイヌの人たちが日本に帰属すること、そしてその居住地が日本領であることをロシアに主張するために、交易や保護をとおしてアイヌの人たちを懐柔し、さらに松前藩が禁じていた笠、蓑、草履の着用を解禁するとともに、髪形、着衣、名前なども本州風に改めることを強要し、耳飾り、入れずみ、クマの霊送りなどアイヌの人たちの古来の風俗、習慣を禁じようとした。とりわけ、2度目の統治の際には、その政策はさらに強化されましたが、アイヌの人たちの反感を買ってしまいました。アイヌの人たちが培ってきた風俗や習慣はそのくらしに深く根をおろしており、力をもってしても簡単に変えることができないことをものごとっています。

◆日本国家への編入と北海道開拓

1869(明治2)年、明治新政府は蝦夷地を北海道と呼び改め、一方的に日本の一部としました。そして、アイヌの人たちを「平民」として戸籍を作成し国家に編入しましたが、「旧土人」と呼び、差別的扱いを続けました。

同じ年、北海道を治めるために置かれた開拓使は、アイヌ民族の言語や生活習慣を事実上禁じ、和風化を進める政策をとりました。また、アイヌの人たちが利用してきた土地や資源を取り上げて国の財産だとしてうえで民間に売り払うこととし、サケ漁やシカ猟を禁止したりもしました。脱亜入欧・富国強兵をめざす国家体制の改編とともに、生業と生活の転換を強いる社会的圧力が急速に大きくなっていったのです。

こうした和人本位の開拓優先政策の結果、アイヌの人たちは食べるものにも困るようになってきました。農業を勧奨する事業が行われたりもしましたが、急に暮らしの仕方を変えるのは多くの場合難しいことでした。そして、アイヌの人たちは財産の管理能力がないと決めつけられ、土地私有や各種資産にたいする権利が制限されました。

政府は、1875(明治8)年にロシアとのあいだで樺太・千島交換条約を結ぶと、サハリン(樺太)や千島に住んでいたアイヌの人たちを北海道や色丹島に移住させました。しか

し、移り住んだ人たちは急な生活の変化や病気の流行などに苦しみ、多くの人が亡くなってしまいました。このようなアイヌの人たちの強制的な移住は、その後も各地で行われました。

◆「北海道旧土人保護法」の制定

1886(明治19)年には北海道庁が置けられました。道庁は土地と資源の民間への引き渡しと開拓をさらに進め、アイヌの人たちの住む場所を狭めていきました。

こうした政策の中でアイヌの人たちの困窮がいつそう甚だしくなると、1899(明治32)年に「北海道旧土人保護法」が作られました。この法律は、農業のための土地を「下付」し、日本語や和人風の習慣による教育を行うことで、アイヌ民族を和人に同化し、その生活の安定を目指したものでした。

土地を与えられたアイヌの人たちの中には農業経営に成功した人もいましたが、農地にすることに失敗して土地を取り上げられたり、はじめから農業に向かない土地を与えられた人が多かったのです。また、アイヌ民族への下付地は、和人、とりわけ大きな資本を持つ者などに与えられた土地に比べはるかに狭いものでした。「北海道旧土人保護法」によるアイヌ民族への下付地は一戸あたり1万5千坪が上限でしたが、1872(明治5)年の「北海道土地売貸規則」では和人一人



対雁に強制移住させられたサハリンアイヌの人たち
(北海道大学附属図書館 蔵)

あたりに10万坪、1897(明治30)年の「北海道国有未開地処分法」では150万坪を限度に開墾した土地を無償で払い下げました。

学校の設置にあたっては、子どもに教育を受けさせようと、土地や資金を寄付するアイヌの人たちもいました。しかし学校では、アイヌ語をはじめ独自の文化は否定され、日本語や和人風の生活の仕方を覚えなければなりません。また「北海道旧土人保護法」による教育の重要な特徴は、和人児童との別学を原則とし、教育内容にも格差を設けていたことでした。

◆大正期から昭和初期にかけて

1910年代から1920年代にかけては、「大正デモクラシー」ということばに表されるように社会に自由な雰囲気広がりが、アイヌの人たちの活動も活発に行われるようになりました。差別に対する抗議、アイヌ民族が

「昔ながら」の暮らしをしているという偏見と無理解への批判、自立して生きる道を探ることへの呼びかけなどが、アイヌ自身によって行われ、民族的な組織を結成する動きもありました。町や村の議会議員選挙で当選する人もいました。

1934(昭和9)年に「旭川市旧土人保護地処分法」が制定されましたが、これは今の旭川市近文でアイヌの人たちが住んでいた土地を追い出されそうになった問題に対応してとられた措置でした。アイヌの人たちは、代表が東京で陳情運動をするなどして、土地が取り上げられるのを防ぎましたが、本来下付されるべき土地を共有財産として北海道庁長官の管理下におくなど、後に問題を残す形で収束が図られました。

◆ 第2次大戦後のアイヌ民族の活動

第2次世界大戦における日本の敗戦後、アイヌの人たちが社会的地位を高めて誇りある民族となることなどを旨として、1946(昭和21)年、社団法人北海道アイヌ協会(1961(昭和36)年に社団法人北海道ウタリ協会と改称)が設立されました。そのころ地主から土地を取り上げて小作農に安く売り渡す農地改革が進められましたが、「北海道旧土人保護法」でアイヌの人たちに下付された土地もこの政策により少なからず失われてしまいました。北海道アイヌ協会はこれに反対しましたが、アイヌ民族の土地が不当に収奪されてきた歴史的事情を考慮した措置はなされませんでした。明治期からの一連の施策と経済的事由に起因する権利移転などの結果、アイヌのものとして残っている下付地は、今では当初の15%未満にすぎません。

1960年代になると、生活上の格差や困窮の解消のために、アイヌの人たちが多く暮らす地域で集会所(生活館)や共同作業所などを設置する環境整備事業が開始されました。また、1974(昭和49)年からは、住居・就労・修学などの面での個人対策も盛り込んだ「北海道ウタリ福祉対策」が開始されました。これは1期7カ年の計画でしたが、その後も施策の重点や名称を変えながら現在まで継続されています。また、1970年代には独自の文化を保存、継承するための活動も広がりはじめます。

1984(昭和59)年に北海道ウタリ協会は総会で、アイヌ民族の基本的な人権を回復し差別をなくすこと、政治にアイヌ民族代表の

意見を直接反映できるようにする特別議席、教育・文化面における総合的な施策実施、経済的自立のための農業、漁業、林業、商工業等の諸条件整備などを求めた「アイヌ民族に関する法律(案)」について決議しました。そして、この新しい法律の制定を北海道や政府、国会などに働きかけていきました。とくに1986(昭和61)年、当時の中曽根康弘総理大臣が「日本は単一民族国家」「日本国籍をもつ方々で、差別を受けている少数民族はいない」と発言した問題などを契機としてアイヌ民族をめぐる議論や運動が活発になっていきました。また、先住民族の権利をめぐる世界の動向に関心が払われるようになり、今日の国家、社会の中で支配・圧迫を受け不利な立場に置かれているという境遇において共通性を有する先住民族同士での国際交流も積極的に行われるようになりました。さらに、こうした動きを背景に1994(平成6)年には、アイヌ民族として初めての国会(参議院)議員が生まれました。

◆ 「アイヌ文化振興法」の制定

新しい法律を求めるアイヌの人たちを中心とした幅広い運動に応じて、1997(平成9)年、新しい法律として「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、この時、「北海道旧土人保護法」は廃止となりました。ただ、この新しい法律は、北海道ウタリ協会が要求していた項目内で主に文化に関わる面だけを反映したものでした。

◆ 国内外の社会の動き

アイヌ文化振興法の制定により、アイヌ語や伝統文化の伝承活動のすそ野は広がりましたが、生活格差の是正や偏見や差別の解消などの課題は残されたままでした。そのため、アイヌの人たちによる運動は国内外で続けられました。

国連では、世界の先住民族が失った権利をどのように回復するかについて、長年、検討が進められてきました。そして、2007(平成19)年9月、国連総会において先住民族に係る政策のあり方の国際指針を定めた「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。

また、国内では、この国連宣言を踏まえて、2008(平成20)年6月、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。この決議を受け、内閣官房長官は、「アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下に」アイヌ政策に取り組む旨の政府見解を表明しました。そして、同年7月、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。また、2009(平成21)年4月、北海道ウタリ協会は「北海道アイヌ協会」に改称しました。

政府は、2009(平成21)年7月の懇談会報告の提言を受け、同年12月にアイヌの人たちの意見を政策推進等に反映するための協議の場として「アイヌ政策推進会議」を設置しました。さらに、この推進会議の下には作業部会も設置され、アイヌ政策を体現する扇の要である「民族共生の象徴となる空間」の具体化や「北海道外アイヌ生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開、

国民理解を促進するための活動等について検討が行われ、これを受け政府による施策の実施が進められました。

◆ 「アイヌ施策推進法」の制定及び

民族共生象徴空間(ウポポイ)の開業

2014(平成26)年6月に、アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針が閣議決定され、「民族共生の象徴となる空間」が白老町ポロ湖畔周辺地域に設置されることとなりました。2019(平成31)年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が公布され、5月24日に施行されました。同法では、法律として初めてアイヌが先住民族であるとの認識を示すとともに、アイヌであることを理由とする差別の禁止、交付金の創設、アイヌ政策推進本部を内閣に置くことなどが定められました。それから、同法に基づき、国土交通大臣及び文部科学大臣からアイヌ文化の振興及び民族共生象徴空間(ウポポイ)の管理等を行う法人として公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されました。

2020(令和2)年7月、民族共生象徴空間(ウポポイ)が、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化の復興・発展の拠点として、また、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として開業しました。

言葉

◆身近なアイヌ語

アイヌ語はアイヌの人たちの独自の言葉です。このアイヌ語に触れる身近なものとして地名があります。アイヌ語の地名は北海道をはじめ、サハリン(樺太)や千島列島、それに東北地方にもあります。たとえば、登別(のぼりべつ)や稚内(わかかない)に使われている「ペツ」や「ナイ」という言葉は、アイヌ語で「川」を意味しています。このことから、こうした地方には昔からアイヌ語を話していた人たちが暮らしていたことがわかります。

このほかに身近なアイヌ語として、魚の「シシャモ」や海に住む動物の「ラッコ」、それにサンタクロースのソリをひく「トナカイ」などがあります。



雪上をかけるトナカイ(個人蔵)

◆物語

アイヌの人たちはたくさんの物語を親子へと伝えてきました。内容は少年や少女が主人公の冒険物語や、クマやキツネなどの神様が主人公の物語、昔のできごとや昔の人が体験した話など、いろいろな種類の物語があります。特に、冒険物語や神様の物語は、語る人が独特のメロディーに乗せて語ります。

このような物語のなかには、自然のなかで生きていく知恵や自然を上手に使う方法などが盛り込まれていることも多く、話を聞くなかでさまざまなことを学べるようになっています。



物語を語る

(「明治初期アイヌ風俗絵巻(仮称)」 函館市中央図書館蔵)

◆アイヌ語のいま

明治になってアイヌの人たちは、言葉や習慣を本州の人たちと同じようにさせられ、学校でも日本語を教えたので、だんだんアイヌ語を話す機会が失われていきました。そして、アイヌ語を話せる人も少なくなってしまいました。しかし、現在は祖先から伝えられた言葉を多くの人たちが話せるようになるよう、各地でアイヌ語教室が開かれたり、ラジオでもアイヌ語講座が放送されるなど、いろいろな活動が行われています。



令和6年度アイヌ語ラジオ講座テキスト (Vol.1~4)
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)



アイヌ語上級講座 (浦河会場)
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)

信 仰

◆ 神々との共生

アイヌの人たちは、自分たちがくらすアイヌモシロの動植物、道具類、津波や地震、流行病などさまざまなものに、ラマツと呼ばれる「靈魂」が宿っていると考えてきました。中でも、人間にとって重要な働きをするもの、強い影響力があるもの、人間の力が及ばないものなどをカムイ(神)と呼びます。

カムイは、カムイの世界にいるときには人間と同じ姿で暮らし、人間と同じような感情を持っていると考えられてきました。時にカムイは、人間の世界を訪れることがあり、人前に

現れるときに動植物や自然現象などさまざまな姿になります。

アイヌの人たちは、事あるたびにカムイへの祈りを行います。どのカムイに祈るときにもまずアペフチカムイと呼ばれる火の女神に祈り、その祈願が正しくカムイに届くようにお願いします。アペフチカムイはチセの中に設けられた炉におり、アイヌの人たちのくらしを温かく見守る、もっとも身近なカムイです。



クマの霊送り
(公財)アイヌ民族文化財団 蔵



イクハスイとトゥキ（杯）。神々に祈る際に用いる。イクハスイは人間の祈り言葉を神々に伝える役目を持つ
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)

◆神々の霊を送る

アイヌの人たちが行う「イヨマンテ（クマの霊送り）」は、毛皮や肉などをアイヌの人たちに届ける役割を果たすために、アイヌモシを訪れたクマの“霊”をそれが住む世界へ送り帰すための儀礼です。霊を送るにあたっては丁重な儀礼が行われ、そして盛大な饗宴とおみやげが伴います。アイヌの人たちにとって、アイヌモシに生起する事象がもつ“霊”をその世界へ送り帰すことは、とても大切な儀礼となっています。それがアイヌの人たちの暮らしに密接であればあるほど、盛大かつ厳粛に行われます。



イナウ（木幣）。神々に祈る際に用いる。イナウ自身が神であったり、神への供物となったりで、役割は多様である
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)



イノカ（木偶）。サハリンアイヌが用いたのもので、クマの霊送りのときに作って用いる
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)

住まう

◆コタンの生活

アイヌの人たちは、食べ物や飲み水が得やすく、災害にあわないうな川や海沿いの場所を選んで家を建てて村をつくりました。

この村はコタンと呼ばれ、数軒から十数軒の家が建ち並んでいました。人びとは村おさを中心にコタンのまわりにある山や川、海の決まった場所で狩りや漁、植物採集をしながら生活していました。



復元されたチセ、食糧庫、祭壇
(公財)アイヌ民族文化財団 蔵

◆チセのようす

このコタンに建っていたアイヌの人たちの家をアイヌ語で「チセ」といいます。骨組みの木や屋根・壁など家をつくる材料は、すべて自然のものを利用しました。たとえば、骨組みの木はハシドイやヤチダモ、壁や屋根の材料にはアシやササなどの草やキハダや樺といった木の皮などが使われていました。チセを建てるときは、材料を採ってきて家を建ててまで

コタンの人たちが協力しあいました。チセは、屋根の傾きが4方向にあり、多くは入り口のところの玄関や物置として使われた小さな部屋がついていました。

大きさは20m²から100m²程度まで、さまざまだったようです。



樹皮を用いたチセ
(『蝦夷嶋図説』函館市中央図書館 蔵)



ササを用いたチセ
(『蝦夷嶋図説』函館市中央図書館 蔵)

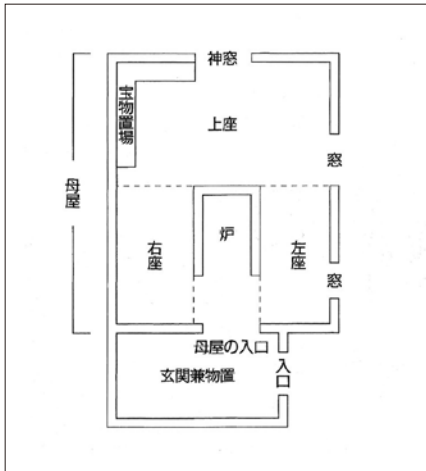


アシを用いたチセ
(『蝦夷嶋図説』函館市中央図書館 蔵)

◆チセのなか

このチセの内側は四角形の間で、真ん中よりやや入り口寄りに炉があり、窓は入り口から入って正面に1カ所と右側(または左側)に1・2カ所ありました。このなかでも特に正面の窓は神様が入り出す窓といわれ、とても大切にされました。また、左奥には宝物置き場があつて漆塗りの容器や刀などが飾られ、その上には家の神様が祀られていました。

チセのなかでは、家族が座る場所やお客の席、寝る場所なども決まっていました。このような伝統的なチセは、時代の流れのなかで次第に姿を消してしまいましたが、現在でも博物館や伝承活動が盛んな地区で復元されたチセを見ることができます。



チセの内部。左座、右座は神窓より見ている

◆チセのまわり

チセのまわりには物干し、食糧庫、便所などの生活に必要な建物や神様に祈りを捧げる祭壇、クマなどを飼育する檻などが建っていました。こうしたチセとまわりの建物は、同じ地方であれば、どこも同じような配置をしていました。



大正期の帯広のチセ
(帯広百年記念館 蔵)

生 業

◆生活を支えた漁狩猟・植物採取

北の厳しい自然のなかでくらすアイヌの人たちの生活は、四季をとおし山野、海、川での狩猟、漁労、植物採取などの労働によって営まれました。労働は、食糧を得るためや身の回りの生活用具をつくるために行われ、狩猟、漁労などの重労働は男性の仕事として、また、山菜採りや機織りなどの軽作業は女性や子どもの仕事となっていました。生活を支える主な仕事は、早春には山野でエゾシカ、ヒグマ猟、山菜採り、夏には川でマス漁、秋には川や沖合いでサケ漁、山菜採り、冬はウサギ、クロテンなどの小動物猟というように一年をとおして行われました。

エゾシカ、ヒグマ、アザラシ、トド、オットセイなどの動物、マス、サケなどの魚類やオオウバ

ユリなどの山菜は、貴重な食糧として捕獲、採取され、エゾシカ、ヒグマ、アザラシ、サケの皮は、衣服、靴、物入れなどの材料に用いられました。

また、オヒョウニレ、シナノキ、イラクサなどの植物は、主に衣服や物入れをつくるために採取され、千島地方ではエトピリカなどの鳥類もまた衣服の材料として捕獲されました。それぞれの労働には、目的に応じた弓矢、仕掛けわな、マレク（突き鉤）、キテ（鉈）、捕獲網、掘り具、穂づみ具、織り機、マキリ（小刀）など数多くの用具が使用されました。

和人から栽培技術が入ってくると、伝統的な狩猟、漁労、植物採取の労働に加え、簡単な農耕も行われるようになりました。



オオウバユリを採る様子
（『明治初期アイヌ風俗絵巻（仮称）』函館市中央図書館 蔵）



アットウシ織りの様子
（(公財)アイヌ民族文化財団 蔵）

◆海を越えた交易

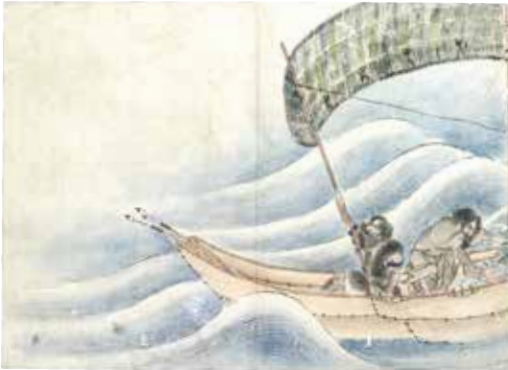
このような労働によって得られた収穫物は、アイヌの人たちの食糧や生活用具の材料の獲得のほかに、エゾシカ、クロテンなどの動物の毛皮やタカの羽などのようにガラス玉、絹織物、金属製品などと引き替えに和人をはじめサハリン(樺太)、沿海地方、カムチャッカ地方などに住んでいる周辺の民族へ交易品として渡っていったものもあります。

また、アイヌの人たちの生活を支えた仕事の内容やそこで使われたマレク漁、キテ漁、仕掛けわな猟の狩猟、漁労用具などは、沿海地方やカムチャッカ地方などに住む周辺の民族の場合とよく似ています。このことは、

アイヌの人たちが周辺の民族とふれあい、交流を重ねながら自らの暮らしを築いてきたことを物語っています。



川漁の様子
(公財)アイヌ民族文化財団 蔵



イタオマチツ(板綴船)に乗り、アイヌの人たちは盛んに交易を行っていた
(『蝦夷嶋図説』函館市中央図書館 蔵)

食べる

私たちのいう「自然」に食糧を求めていたアイヌの人たちは、一年を通して多くの時間を食糧採取に費やしました。ただ、野生植物は、一度で取り尽くしてしまうようなことはせず、必ず「根」を残し、次の年の分を確保しながらの採取でした。四季折々ととれる野生植物や動物、魚介類は家族の食卓にのぼるとともに、長い冬の間の食糧として、また、飢饉などに備えるために蓄えられました。



ブクサ(ギョウジャニンニク)
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)

調理には、「煮る」「焼く」「炊く」という方法が用いられました。主食として、山菜をベースに、動物の肉や魚を入れて煮たオハウ、ルルがありました。オハウは、用いる材料によって、チェブオハウ(サケを入れた汁)、ブクサオハウ(ギョウジャニンニクを入れた汁)、カムオハウ(動物の肉を入れた汁)などと呼ばれました。



焼いて干したウガイ。夏にとれた魚は、焼いて天日で干し、貯蔵した
(新ひだか町博物館 蔵)

副食には、アワやヒエなどの穀物を煮たサヨ、山菜を汁気がなくなるまで煮詰めたラツケナがあり、生の動物の肉や魚は、串にさして焼いて食べました。また、季節によっては、「生で食べる」こともありました。

◆ 儀礼の際の食事

クマやシマフクロウの霊送りや先祖供養、婚礼や葬礼などのときには、普段の食事に加えて、雑穀類を炊いたもの、団子など特別な料理がつくられました。一年に数回しか味わうことのできないこの特別な料理は、人間だけでなく、祖先や神々ともに食べ、ともに楽しむものでした。

◆ いまに伝える

江戸時代の終わりころになると、アイヌの人たちも野菜を栽培するようになり、多くの料理に利用しました。また、明治以降、本州からの移住者の増加とともに、アイヌの人たちを取り巻く環境が変化し、食生活もまた大きく変わりました。その一例として、調味料の使用などがあります。現在、北海道内各地でつくられる料理もこのころにつくられたものを基本としています。チェフオハウやラタシケフ

などといった料理の多くは、日常の料理として、あるいは儀礼の際の料理として盛んにつくられており、その伝統はいまに伝わっています。



チェフオハウ
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)



ラタシケフ
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)



シトと呼ばれる団子
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)



クマの霊送りのときにつくられる料理。神々とともに人間も楽しむ
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)

着る

◆ふだん着と晴れ着と

日々の生活においてアイヌの人たちが身にまとう衣服には、ふだん着と特別な儀式のときの晴れ着とがあります。アイヌの人たちの最も古くて伝統的な衣服は、江戸時代後期に和人が記した『蝦夷嶋奇観』などに見ることができます。その中にはアイヌの人たちが伝統的につくり上げてきた衣服や他の民族との交流、交易によって手に入れた衣服があることがわかります。

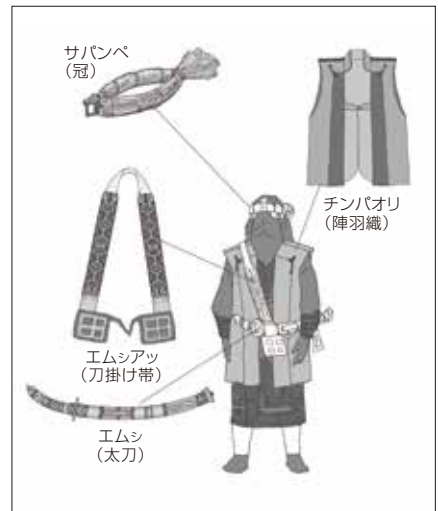
アイヌの人たちがつくり上げた伝統的な衣服には、オヒョウニレやシナノキなどの樹木の肉皮で織った衣服やイラクサの植物繊維で織った衣服、サケ、マスなどの魚皮を継ぎ合わせてつくった衣服、アザラシ、ヒグマなどの動物の毛皮でつくった衣服、エトピリカの鳥羽を縫い合わせてつくった衣服があります。

また、晴れ着には、和人など他の民族との交流、交易で手に入れた木綿や絹製の布でつくられた衣服の他、山丹服や陣羽織のように他の民族が使用していた形のまま、儀式などで着用した衣服などがあります。

多くの種類の衣服の中でも、母から娘に伝える伝統的な技術でつくられたアイヌの人たちの衣服は、男性用、女性用の区別がなく、北海道内各地域やサハリン(樺太)など、その地方の特徴をあらわす文様が施されたものが多くみられます。



左端に羽毛のついた鳥皮を縫い合わせてつくった衣服を着た人物が描かれている
(['蝦夷嶋奇観』函館市中央図書館 蔵)



男性の正装
(イラスト:北原モコットウナシ)

また、衣服のほかに身につけられるものには、儀式や労働のときの鉢巻き、手甲、脚絆、前掛けや冬山などで狩りをするときに寒さを防ぐ木綿や毛皮でできた帽子、サケ皮、シカ皮で作られた靴などがあります。



チェフケレ（鮭皮の靴）
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)



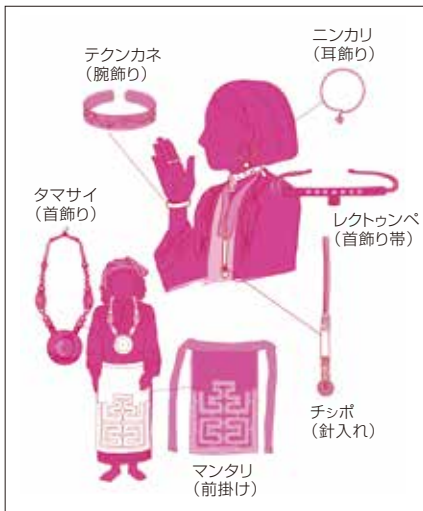
ルウンベ（木綿衣）
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)

◆独自の文様を施す

このような衣服をはじめ身につけられるものには、刺しゅうや継ぎ布などによって渦巻き文や括弧文と呼ばれるアイヌ文様が施されています。

衣服のそで口やすそ周りなどの文様はそこから悪い霊が入り込まないように施されているとも言われ、これらの文様を見ると沿海地方やサハリン（樺太）地方に住む他の民族の衣服の文様とよく似ており、お互いの交流をとおして影響しあったことがわかります。

また、衣服とともに着飾るものには、クマの霊送りなどの特別な儀式のときに身につけられる削りかけの冠、飾り太刀などの男性用装身具や首飾り、耳飾りなどのように、他の民族から手に入れたものが数多くあります。



女性の正装
(イラスト:北原モコットゥナシ)

芸 能

◆ 舞 踊

アイヌの人たちは儀式のとき、親しい人たちが集まったとき、あるいは仕事をしているときなどには必ずといっていいほど歌い、踊りました。踊りには、リムセ、ウポポ、ホリツパと呼ばれる大きな輪になって踊るもの、神々への祈りを表したもの、遊びの要素を含んだもの、悪い神を追い払う儀式から生まれたもの、豊漁猟を祈願するもの、労働の様子を表したもの、動物の動きを表したものなど、さまざまな種類がありますが、そのほとんどは女性を主として踊られるもので、男性だけの踊りはごくわずかです。楽器を伴わず、すべて踊り手やその場にいる人たちの歌と手拍子で踊られます。

アイヌの人たちにとって踊りとは、自分たちが踊って楽しむものであり、また、神々もまた一緒になって楽しむものでした。

◆ 想いを表す歌

こうした踊りとともに、「ヤイサマ」「ヤイサマネナ」などと呼ばれる歌があります。主に女性が歌うもので、哀しみや異性に対する恋心など自分の心の内を歌で表したもので、個人がそれぞれの歌詞やメロディーを持っています。

現在では、かつて個人が歌っていたものがその地域の多くの人たちによって伝承され、共有の歌として唄い継がれています。



ウポポイで行われる鶴の舞
(公財)アイヌ民族文化財団 蔵

◆ ムックリ

アイヌの人たちの楽器の一つで、口琴、口琵琶とも呼ばれています。ネマガリダケなどを材料とした、長さ10~15cm、幅1cmの薄い板状のもので、中央は舌状にくり抜かれ、左右に糸がつけられています。糸を手に片方を口の端に当て、もう片方で糸を引くことによって、舌状の部分が振動し、音が出ます。呼吸に合わせた口の開閉、糸を引く力の強弱により、いろいろな音を出すことができます。

口琴は、アイヌの人たちをはじめとして、台湾の原住民族、北方圏の少数民族など、世界各地にあります。

◆ トンコリ

主にサハリンアイヌが使用した琴状の楽器です。一本の木をくり抜いて胴体とし、天板を張り合わせています。長さ70～150cm、幅15cm前後の大きさで、五弦の他、三弦や六弦のものなどもあります。材料として、胴体にはエゾマツ、イチイ、ホオノキなどの木が、弦にはエゾイラクサの繊維を固く撚ったものや、クジラやシカ、トナカイの腱などが使われました。抱きかかえるようにして持ち、弦をおさえ、両手ではじくように弾きます。



ウポボイで行われるムックリ演奏
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)



ムックリ
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)



トンコリ
((公財)アイヌ民族文化財団 蔵)

アイヌ文化の現在

明治以降、アイヌの人たちは固有の文化を否定され、いわれのない差別を受けるなど、苦難の道を歩んできました。「滅び行く民族・文化」としてアイヌの人たち・文化は捉えられ、そうした観点から、金田一京助をはじめとする和人の研究者がアイヌ文化の調査・研究を行いました。

しかし、アイヌの人たちは、社会の偏見に屈することなく、自分たちの文化の伝承・保存に尽力してきました。そうした人たちのひとりとして、かんなり金成マツ、ちりゆきえ知里幸恵、ちりま知里真志保などがいました。知里幸恵は、1923(大正12)年に『アイヌ神謡集』を著し、アイヌのユカラ(神謡)を世に紹介しました。また、

金成マツは、ユカラなどの口承文芸をローマ字で書きつづり、大学ノート数十冊に及ぶ記録を遺しています。さらに、いぼしほくと違星北斗、もりたけ森竹竹一、たけいちパチェラー八重子など、アイヌとしての主張や想いを短歌や詩で表現するなど、文芸活動を通して民族のアイデンティティを求めるといった活動も行われました。

◆精神文化—儀礼の復興

明治以降の社会の変容のなかで、アイヌの人たちにとって大きな打撃となったものに、信仰の自由を奪われたことがあげられます。特に、アイヌの人たちの儀礼のなかで最も重要かつ盛大に行われるクマの霊送りをはじめとして、新しいサケを迎える儀礼もサケの捕獲の禁止とともに、実施が困難となってしまいました。

昭和50年代になると、儀礼の復興が叫ばれ、平取や白老、旭川などでクマの霊送りが行われ、1983(昭和58)年には、屈斜路湖畔



アイヌ神謡集
(北海道文学館 蔵)

知里幸恵
(NPO法人 知里森舎 蔵)



新しいサケを迎える儀式
(公財)アイヌ民族文化財団 蔵)



アイヌ文化フェスティバルでの伝統舞踊披露
(公財)アイヌ民族文化財団 蔵

でシマフクロウの霊送りが行われています。また、札幌市の豊平川では、1982(昭和57)年から新しいサケを迎える儀礼が行われており、この儀礼は近年、他の多くの地域でも行われるようになりました。さらに、先祖供養も各地で盛んに行われています。

◆伝統舞踊

伝統舞踊は、地域的な特色をもって伝承・保存されてきました。これまで、北海道をはじめ関東圏において20を超える保存会や伝承グループが組織され、そのうち17保存会が伝承・保存する伝統舞踊が、国の重要無形民俗文化財に指定されています。毎年開催されるアイヌ民族文化祭やアイヌ文化フェスティバルにはこれらの保存会が参加して、地域に伝わる舞踊を披露しており、近年は海外での公演も活発に行い、アメリカやイギリス、フィンランドといった国々において、アイヌ文化の紹介を行っています。さらに、各地で実施される各種儀礼においても舞踊が披露され、保存会の人たちをはじめとして、儀礼に参加した人たちもともに踊り、楽しんでいます。

アイヌ文化伝承者の高齢化が叫ばれる今日において、若い人たちの舞う姿が多く見られるようになり、伝承の輪が大きく広がっています。

◆さらなる広がり

1997(平成9)年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の制定後、アイヌの人たちの文化伝承・保存活動はより活発になりました。先に記した精神文化の復興のほか、「家をたてる」「舟をつくる」「着物をぬう」といった生活文化の復興が北海道各地、さらには関東周辺を中心とした本州に居住するアイヌの人たちによって行われており、これまでの「点」としての文化伝承・保存活動が「面」としてさらなる広がりを見せるようになりました。

こうした背景に、苦難のなかにもしっかりと伝統文化を受け継いできたエカシ(おじさん)やフチ(おばあさん)たちの尽力があることを忘れてはなりません。

アイヌの人たちに関わる歴史

7世紀以前	統縄文文化期
658	『日本書紀』に阿倍比羅夫「蝦夷」を討つとの記述
7～11世紀	オホーツク文化期
8～13世紀	擦文文化期
1356(延文元)	『諏訪大明神絵詞』のなかでアイヌのことに言及
1443(嘉吉3)	安東盛季が蝦夷島に逃げ渡り、この後、多数の和人が移住
1457(康正3)	コシャマインの戦い
1550(天文19)	蠣崎季広「夷狄の商舶往還の法度」を定める
1593(文禄2)	豊田秀吉、蠣崎慶広(後に松前と改姓)に朱印状を与える
1604(慶長9)	慶広、徳川家康より黒印状を受ける
1669(寛文9)	シャクシャインの戦い
1789(寛政元)	クナシリ・メナシの戦い
1799(寛政11)	幕府、東蝦夷地を直轄地とする
1807(文化4)	幕府、松前・西蝦夷地を直轄地とし、松前藩を梁川(現福島県伊達市梁川町)に移す
1821(文政4)	幕府、松前・蝦夷地を松前藩に戻す
1855(安政元・12月)	日露和親(通好)条約締結(千島は得撫水道を境界とし、樺太は雑居の地とする)
1855(安政2)	箱館の開港に伴い、幕府は木古内、乙部以北を再び直轄とし、東北諸藩に警備を命ずる
1869(明治2)	開拓使設置。蝦夷地を「北海道」と改称。11ヵ国86郡をおく 場所請負制度を廃止 *制度は廃止としたが、請負人は「漁場持ち」と改称されて、従来通りの漁場経営を認められた(1876(明治9)まで)
1871(明治4)	戸籍法制定、アイヌを「平民」に編入。開拓使、布達によりアイヌの人たちの葬儀の際の家送り、女子の入れ墨、男子の耳飾りを禁止し、農耕、日本語の習得を奨励する
1872(明治5)	開拓使、東京芝増上寺の「仮学校」、東京渋谷の「開拓使官園」にて、アイヌの人たちへの日本の教育を試みる 開拓使、「地所規則」「北海道土地売賃規則」を定める
1875(明治8)	樺太・千島交換条約締結により、樺太からアイヌの人たち108戸841名を宗谷に移住させる(翌年6月、対雁に強制移住させる) 最初の屯田兵198戸が琴似(札幌市)に入地
1876(明治9)	開拓使札幌本庁、アイヌの人たちの仕掛け弓による狩猟を禁止し、代わりに猟銃を貸与することを布達 「北海道鹿猟規則」を定める 開拓使札幌本庁はアイヌの人たちの耳飾り(男子)、入れ墨(女子)を厳禁、違反者には「厳正ノ処分」をするよう本・支庁長に命じる
1877(明治10)	「北海道地券発行条例」制定(アイヌの人たちの居住地を官有地第三種に編入)
1878(明治11)	開拓使、アイヌの人たちの呼称を「旧土人」と統一する
1880(明治13)	平取村、有珠村にアイヌ子弟の学校が設立される
1882(明治15)	開拓使を廃し、函館・札幌・根室の3県をおく
1883(明治16)	札幌県、十勝川上流のサケ漁を禁止する
1884(明治17)	占守島のアイヌの人たち97名を色丹島に移住させる
1886(明治19)	函館・札幌・根室の3県、北海道事業管理局を廃止し、北海道庁をおく 「北海道土地私下規則」制定
1889(明治22)	アイヌの人たちの食糧分としてのシカ猟が禁止となる
1894(明治27)	旭川近文原野のアイヌの人たちへの給与予定地150万坪のうち、45万8000坪を割渡す

北海道の文化	統縄文文化		擦文文化		
	オホーツク文化				
日本史の一般的な時代区分	古墳時代		奈良時代	平安時代	鎌倉時代
西暦	5世紀	7世紀	8世紀	10世紀	12世紀

1897(明治30)	「北海道国有未開地処分法」公布
1899(明治32)	「北海道旧土人保護法」公布
1900(明治33)	旭川給与地払い下げ事件起こる
1901(明治34)	「旧土人児童教育規程」公布 *国費により、平取尋常小学校、元室蘭尋常小学校、虻田第二尋常小学校、白老第二尋常小学校が設立される。以後、明治末年までに21校が設立された。校名は、同一通学区域内に和人の児童が通う小学校と、アイヌの児童が通う小学校がある場合、前者を「第一尋常小学校」、後者を「第二尋常小学校」とした。
1908(明治41)	「旧土人児童教育規程」廃止(1916(大正5)第二次「旧土人児童教育規程」公布)
1916(大正5)	新冠村の80戸のアイヌの人たちが御料牧場の都合で強制移転
1922(大正11)	第二次「旧土人児童教育規程」廃止
1923(大正12)	知里幸恵編『アイヌ神謡集』刊行
1931(昭和6)	札幌の堯祐幼稚園で「第1回全道アイヌ青年大会」が開催される
1934(昭和9)	「旭川市旧土人保護地処分法」公布
1946(昭和21)	「北海道アイヌ協会」設立(1961(昭和36)「北海道ウタリ協会」と改称、2009(平成21)「北海道アイヌ協会」と再改称)
1984(昭和59)	北海道ウタリ協会総会において、「アイヌ民族に関する法律(案)」を決議 伝統的な民族舞踊が「北海道アイヌ古式舞踊」として、国の重要無形民俗文化財に指定される
1988(昭和63)	北海道、北海道議会、北海道ウタリ協会が「アイヌ民族に関する法律」制定について国に要望する
1989(平成元)	関係省庁による「アイヌ新法問題検討委員会」設置
1994(平成6)	アイヌ初の参議院議員、萱野茂氏が当選(比例代表繰り上げ)
1995(平成7)	内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」設置
1996(平成8)	「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が報告書を提出
1997(平成9)	「アイヌ文化の復興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」公布 (以下「アイヌ文化振興法」と省略) 同法に基づき、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」設立 「北海道旧土人保護法」並びに「旭川市旧土人保護地処分法」廃止
1999(平成11)	二風谷ダム訴訟の判決言い渡し(土地収用は違法だが取り消さず、アイヌ民族を先住民族と認める) 北海道庁が「アイヌ文化振興法」第6条に基づき、指定都道府県として「アイヌ文化の復興等を図るための施策に関する基本計画」を策定
2007(平成19)	ニューヨークで行われた第61回国連総会において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択される
2008(平成20)	国会において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択される ※内閣官房長官は、アイヌの人々が「先住民族であるとの認識の下に」アイヌ政策に取り組む旨の政府見解を表明
2009(平成21)	政府が「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」設置 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が報告書を提出 政府が内閣官房に「アイヌ総合政策室」設置
2014(平成26)	鳩山首相が歴代首相として初めて、国会でアイヌ民族を「先住民族」と明言 「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針」が閣議決定
2019(令和元)	法律に初めてアイヌ民族を「先住民族」と位置付けた新法「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」公布
2020(令和2)	アイヌ文化復興拠点「民族共生象徴空間(ウポポイ)」開業 「国立民族共生公園」「国立アイヌ民族博物館」「慰霊施設」などアイヌ文化の復興・国民理解の促進を図る施設を備える

アイヌ文化

和人文化

室町時代

安土桃山時代

江戸時代

明治時代

17世紀

18世紀

19世紀

20世紀

北海道の時期区分 旧北海道開拓記念館編「アイヌ文化の成立」常設展示解説書2(1999年)及び田端宏・桑原真人監修「アイヌ民族の歴史と文化」(2000年)所収の図より、一部修正

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

平成三十一年法律第十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれていた状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構造成施の管理に関する措置、市町村(特別区を含む。以下同じ。)によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づき事業に対する特別の措置、アイヌ施策推進本部の設置等について定めるとともに、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等が尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。
この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにアイヌ文化の振興等により、並びにアイヌの人々が民族として誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構造成施設」とは、民族共生象徴空間(アイヌ文化の振興等)の拠点として国土交通省令(文部科学省令)で定める場所に整備された国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産等)を構成する施設(その敷地を含む。)であって、国土交通省令(文部科学省令)で定めるものをいう。

(基本理念)

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めるとともに、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

4 国、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為は行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策の策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項
二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針
三 民族共生象徴空間構造成施の管理に関する基本的な事項

四 第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項
五 前号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県方針)

第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針(以下この条及び第十條において「都道府県方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一 アイヌ施策の目標に関する事項
二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針
三 前号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該地方公共団体の長の

意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

第三章 民族共生象徴空間構造成施の管理に関する措置

第九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第十条第一項の規定による指定をしたときは、民族共生象徴空間構造成施の管理を当該指定を受けた者(次項において「指定法人」という。)に委託するものとする。

2 前項の規定による指定を受けた指定法人は、当該委託を受けて行う民族共生象徴空間構造成施の管理に要する費用に充てるために、民族共生象徴空間構造成施につき土地料その他の料金を(第二十二條第二項において「入場料等」という。)を徴収することができる。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による委託について必要な事項は、政令で定める。

第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第十条 市町村は、単独若しくは共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めるときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 アイヌ施策推進地域計画の目標
二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事項に関する事項
イ アイヌ文化の保存又は継承に関する事業
ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に関する事業
ハ 観光の振興その他の産業の振興に関する事業
ニ 地域間若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に関する事業
ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

4 第二項第二号(二)を除く。に規定する事業に関する事項は、アイヌにおいて継承された儀式的実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するものの林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二條第一項に規定する国有林野をいう。第六十條第一項において同じ。))において採擷する事業に関する事項を記載するものとする。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(二)を除く。に規定する事項に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式的(以下「儀式」という。以下この項において「儀式」という。))の保存若しくは継承又は儀式に関する知識の普及及び啓発に利用するものについて内水面(漁業法(昭和四十四年法律第二百六十七号)第十条第五項第五号に規定する内水面をいう。))において採擷する事業(以下この条及び第十七条において「内水面及び採擷事業」という。))に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面及び採擷事業ごとに、当該内水面及び採擷事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号(ハ)に係る部分に限る。に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用し、又は使用をするに見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業(以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。))に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7 第二項第二号イからホまでのいずれかの事業を実施しようとする者は、市町村に対して、アイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係るアイヌ施策推進地域計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

8 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するものかについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。
二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。
三 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

10 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができる。

11 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、その旨を当該認定に係るアイヌ施策推進地域計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めるときは、同項の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

12 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項(第四項から第六項までのいずれかに規定する事項をいう。以下同じ。))が記載されている場合において、第九項の認定をするときは、当該特定事業関係事項について、当該特定事業関係事項に係る国の関係行政機関の長(以下単に「国の関係行政機関の長」という。))の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に内水面及び採擷事業に関する事項が記載されている場合において、第九項の認定をしたときは、当該アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村(市町村が共同して作成したときは、当該内水面

面及び採捕事業を実施する区域を含む市町村に限る。)を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

14 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更)

第十五条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更(内閣府で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第二項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十六条 内閣総理大臣は、第十条第九項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。)を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)に対し、第十条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画(前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要請)

第十七条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画の適正な実施のため必要であると認めるときは、認定市町村に対し、当該認定アイヌ施策推進地域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合において、当該特定事業関係事項の適正な実施のため必要であると認めるときは、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消)

第十四条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた国の関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

3 前項に規定する場合のほか、国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

4 第十条第十四項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(交付金の交付等)

第十五条 認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業(第十条第二項各号に規定するものに限る。)の実施に要する経費に充てるため、内閣府で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府で定める。

(国有林野における共用林野の設定)

第十六条 農林水産大臣は、国有林野の経営と認定市町村(第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村に限る。以下この項において同じ。)の住民の利用とを調整するとともに土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該認定市町村内の一定の区域に住居を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌのために継承されるべき儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。

2 前項の契約は、国有林野の管理経営に関する法律第十八条第三項に規定する共用林野契約のみならず、同法第五章(同条第一項及び第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「第一項」とあるのは「認定市町村(同法第二十一条に規定する認定市町村を含む。以下同じ。)」と、同項ただし書並びに同法第十九条第五号、第二十二條第一項及び第二十四条中「市町村」とあるのは「認定市町村」と、同法第十八条第四項中「第一項」とあり、及び同法第二十一条の二中「第十八条」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十六條第一項」とする。

(漁業法及び水産資源保護法に関する許可についての配慮)

第十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された内水面及び採捕事業の実施のため漁業法第十九条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)第四條第一項の規定に基づき農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められるときは、当該内水面及び採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をすることとする。

(商標法の特例)

第十八条 認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業については、当該商品等需要開拓事業の実施期間(次項及び第三項において単に「実施期間」という。)内に限り、次項から第六項までの規定を適用する。

2 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録(商標法(昭和

三十四年法律第二百二十七号)第七条の第二項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。)について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の第二項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料(実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標登録の存続期間の更新登録の場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受ける者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第二十一条の規定により納付すべき商標登録出願の手数料(実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。

4 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の第二項若しくは第七項の登録料は、商標法が第二項の規定による登録料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)を受けるとするもの共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の第二項第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれに規定する登録料の金額(減免を受けるとする者については、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5 商標法第七項により生じた権利について同項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)を受けるとするもの共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について同法第七十六條第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額(減免を受けるとする者については、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

6 前二項の規定による減免又は登録料又は手数料の金額に十日未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てらるものとする。

(地方についての特例)

第十九条 認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、当該認定市町村の財政状況が許す限り増債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をすることとする。

第六章 指定法人

(指定等)

第二十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことと定める認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申請を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

二 第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十七條第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九条第一項の規定による委託を受けて民族共生象徴空間構成施設の管理を行うこと。

二 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

三 アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

五 アイヌ文化の振興等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(民族共生象徴空間構成施設管理業務規程)

第二十二条 指定法人は、前条第一号に掲げる業務(以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務」という。)に定める規程(以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務規程」という。)を定め、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを要しよとするものも、同様とする。

2 民族共生象徴空間構成施設管理業務規程は、民族共生象徴空間構成施設

設管理業務の実施の方法、民族共生象徴空間構成施設の入場料等その他の国土交通省令・文部科学省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の認可を受けた民族共生象徴空間構成施設設管理業務規程が民族共生象徴空間構成施設管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十三条 指定法人は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十四条 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、民族共生象徴空間構成施設管理業務に関する経理と民族共生象徴空間構成施設管理業務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(国派遣職員に係る特例)

第二十五条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二第三十項に規定する退職手当適用法人には、指定法人を含むものとする。

2 国派遣職員(国家公務員法第二十条に規定する一般職に属する職員が、任命権又はその委任を受けた者の要請に応じ、指定法人の職員(常時勤務に服することを要しない者を除き、第二十一条に規定する業務に従事する者に限ると、以下この項において同じ。)となるため退職し、引き続き当該指定法人の職員となり、引き続き当該指定法人の職員として在職している場合における当該指定法人の職員をいふ。次項において同じ。)は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

3 指定法人又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第百二十八号)第百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

(職員の派遣等についての配慮)

第二十六条 前条に規定するもののほか、国は、指定法人が行う第二十一条に規定する業務の適正かつ確実な遂行を図る必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認められる人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

(役員を選任及び解任)

第二十七条 指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員を選任及び解任は、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づき処分又は民族共生象徴空間構成施設管理業務規程に違反する行為をしたとき、同条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその任に於いて指定法人が第二十条第二項第三号に該当することとなるときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十八条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第二十九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、第二十一条に規定する業務に關し監督上必要な命令を命ずることができる。

(指定の取消等)

第三十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 第二十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないおそれがある者となつたとき。

三 第二十条第一項の規定により認可を受けた民族共生象徴空間構成施設管理業務規程によらないで民族共生象徴空間構成施設管理業務を行ったとき。

四 第二十条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不当に民族共生象徴空間構成施設管理業務を実施しなかつたとき。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第三十一条 前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合において、国土交通大臣及び文部科学大臣がその取消し後に新たに指定法人を指定したときは、取消しを受けた指定法人の民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合における民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産の管理その他所期の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第七章 アイム政策推進本部

(設置)

第三十二条 アイム施策を総合かつ効果的に推進するため、内閣に、アイム政策推進本部(以下「本部」といふ。)を置く。

(所掌事務)

第三十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策の作成に關すること。

二 基本方針の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、アイム施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。

(組織)

第三十四条 本部は、アイム政策推進本部長、アイム政策推進副本部長及びアイム政策推進本部長をそれぞれ組織する。

(アイム政策推進本部長)

第三十五条 本部長の長は、アイム政策推進本部長(以下「本部長」といふ。)とし、内閣府長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(アイム政策推進副本部長)

第三十六条 本部に、アイム政策推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」といふ。)を置き、國務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(アイム政策推進本部長)

第三十七条 本部に、アイム政策推進本部長(次項において「本部長」といふ。)を置く。

2 本部長は、次に掲げる者(第一号から第八号までに掲げる者には、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

- 一 法務大臣
- 二 外務大臣
- 三 文部科学大臣
- 四 厚生労働大臣
- 五 農林水産大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 国土交通大臣
- 八 環境大臣

九 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の國務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣が指定する者

(資料の提出その他の協力)

第三十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいふ。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいふ。))の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人)であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの、の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房長官官掌が管理する。

(主任の大臣)

第四十条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雑則

(権限の委任)

第四十二条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。

2 第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局长に委任することができる。

3 前項の規定による森林管理局长に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

(罰則)

第四十四条 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、同項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰を科する。

第四十五条 第二十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の過料に處する。

附 則抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令

で定める日(令和元年五月二十四日)から施行する。ただし、附則第四条及び第八条の規定は、公布の日(平成三十一年四月二十六日)から施行する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止)

第二条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)、廃止する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

第四条 第二十条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年二月一日法律第九五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(令和二年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五十九条の規定 公布の日

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令

令和元年政令第八号

内閣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)第九条第三項並びに第十八条第二項及び第三項並びに附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(管理委託の手續)

第一条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(以下「法」という。)第九条第一項の規定によりその所管に属する民族共生象徴空間構成施設の管理を指定法人(同項に規定する指定法人をいう。次条において同じ。)に委託するときは、契約書において次に掲げる事項を定めおかなければならない。

- 1 管理を委託する民族共生象徴空間構成施設の名称及び所在地
 - 2 管理の委託を開始する年月日
 - 3 管理の方法
 - 4 管理の委託の条件
 - 5 その他必要な事項
- (管理責任の移転の時期)**

第二条 法第九条第一項の規定により管理の委託を受けた指定法人(以下単に「指定法人」という。)は、前条の規定により定められた同条第二号の管理の委託を開始する年月日以後、当該管理を委託された民族共生象徴空間構成施設(以下「受託施設」という。)の管理の責任を負う。

(指定法人の義務)

第三条 指定法人は、受託施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 指定法人は、受託施設について、水害、火災、盗難、損壊その他受託施設の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに必要な応急の措置を講じなければならない。

(他の用途への使用等)

第四条 指定法人は、受託施設について、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は他人に使用させ、若しくは収益させる行為(第七条第一項第二号において「他の用途への使用等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣又は文部科学大臣が契約書において定める軽微な場合については、この限りでない。

2 指定法人は、前項本文の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に提出しなければならない。

- 1 使用又は収益の対象となる受託施設の範囲
- 2 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 3 使用又は収益の用途又は目的及び方法
- 4 使用又は収益の期間
- 5 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件

(滅失又は損傷の場合の報告)

第五条 指定法人は、天災その他の事故により受託施設が滅失し、又は損傷したときは、速滞なく、次に掲げる事項を書面であって当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならない。

- 1 当該受託施設法の名称及び所在地
 - 2 被害の程度
 - 3 滅失又は損傷の原因
- 四 応急の措置を講じた場合には、当該措置の内容

(改築等の制限)

第六条 指定法人は、受託施設について改築、増築その他の工事(当該受託施設の構造に著変を及ぼすものに限る。次条第一項第二号において「改築等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならない。ただし、天災その他の事故の応急の措置を講ずるときは、この限りでない。

(管理台帳)

第七条 指定法人は、受託施設について次に掲げる事項を記載した管理台帳をその事務所に備えて置かなければならない。

- 1 第一号第一号及び第二号に掲げる事項
 - 2 他の用途への使用等又は改築等の有無及びその概要
- 2 指定法人は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、その都度、変更に係る事項を管理台帳に記載しなければならない。

(管理状況の報告)

第八条 指定法人は、受託施設について、毎年度の管理の状況を翌年度の五月三十一日までに当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならない。

(商標登録出願等に係る登録料の軽減)

第九条 法第十八条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 1 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 2 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号
 - 3 登録料の軽減を受けようとする旨
- 2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、商標法(昭和三十四年法律第七十七号)第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の第二項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(商標登録出願の手数料の軽減)

第十条 法第十八条第三項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

- 1 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 2 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示
- 3 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令(昭和十五年政令第二十号)第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(権限の委任)

第十一条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。

附 則 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(令和元年五月二十四日)から施行する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二条 北海道知事は、法の施行の際現に法附則第二条の規定による廃止前のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号)附則第三条第一項の規定により管理している同項に規定する共有財産を、厚生労働省令で定めるところにより、同条第三項の規定による請求をした共有者に返還するものとし、このため、その返還をするまでの間、これを管理するものとする。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の都道府県を定める政令の廃止)

第三条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第六条第一項の都道府県を定める政令(平成九年政令第二百十九号)は、廃止する。

公益財団法人アイヌ民族文化財団について

【名称】

公益財団法人アイヌ民族文化財団

【目的】

アイヌの文化振興、アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発を図るための施策の推進並びに民族共生象徴空間を運営し、もって多様な価値観が共生し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される共生社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の一層の発展に寄与することを目的とする。

【代表者】

理事長 常本照樹

【事業内容】

第1 アイヌ文化振興並びに アイヌ伝統等普及啓発等事業

I アイヌに関する総合的かつ 実践的な研究の推進

1 アイヌ関連研究事業

II アイヌ語の振興

1 アイヌ語教育事業

- ①指導者育成
- ②上級講座
- ③初級講座
 - (a) 親と子のアイヌ語学習
 - (b) 入門講座

2 アイヌ語普及事業

- ①アイヌ語発信講座
 - (a) ラジオ講座
 - (b) 動画講座
- ②弁論大会

III アイヌ文化の振興

1 アイヌ文化伝承再生事業

- ①マニュアル作成
- ②実践上級講座
 - (a) 口承文芸伝承者(語り部)育成
 - (b) 伝統文化(木彫・刺繍等)指導者育成
- ③伝統工芸複製助成
- ④風俗慣習に関する伝承事業

2 アイヌ文化交流事業

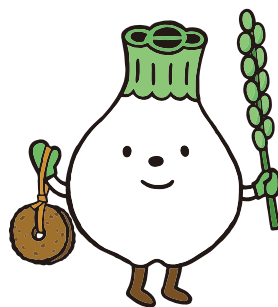
- ①アイヌ文化交流事業
 - (a) 国内文化交流助成
 - (b) 国際文化交流助成
- ②青少年国際文化交流研修事業

3 アイヌ文化普及事業

- ①伝統工芸展示・公開助成
- ②アドバイザー派遣
- ③工芸品展
- ④文化フェスティバル

4 アイヌ文化活動表彰事業

- ①工芸作品コンテスト
- ②アイヌ文化賞



Ⅳ アイヌの伝統等に関する普及啓発

- 1 普及啓発促進事業
 - ① 広報情報発信
 - (a) リーフレット等発行
 - (b) ホームページ
 - ② 児童生徒向け副教材の作成・配布
 - ③ 親と子のための普及啓発
 - ④ セミナー
 - ⑤ 講演会
 - ⑥ イランカラブテキャンペーン
- 2 アイヌ文化交流センター事業

Ⅴ アイヌ文化の伝承者育成

- 1 伝承者育成事業

第2 民族共生象徴空間管理事業等

Ⅰ 民族共生象徴空間管理事業

- 1 国立民族共生公園管理事業等
- 2 国立アイヌ民族博物館管理事業
- 3 誘客推進事業(令和6年度補正繰越分)
- 4 アイヌ文化の対外発信(令和6年度補正繰越分)

Ⅱ 民族共生象徴空間収益事業

- 1 テナント管理事業
- 2 駐車場事業
- 3 その他事業等

第3 自主事業

【設 立】

1976(昭和51)年9月

白老地方のアイヌの文化的所産の伝承保存と公開に必要な事業を行い、もって北方文化の発展に寄与することを目的とした、「財団法人白老民族文化伝承保存会」(1990(平成2)年3月「財団法人アイヌ民族博物館」に改称)を設立し、事業開始。

1997(平成9)年6月

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進し、もって、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の一層の発展を図ることを目的とした、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」を設立し、事業開始。

2018(平成30)年4月

「民族共生象徴空間」の管理運営を担うため、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構と一般財団法人アイヌ民族博物館が合併し、「公益財団法人アイヌ民族文化財団」を設立し、事業開始。



ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

アイヌ文化交流センター（東京）

東京にある「アイヌ文化交流センター」を運営しています。

アイヌ文化交流センターは、首都圏に居住するアイヌの人たちの交流活動やアイヌ文化の伝承活動などを支援するとともに、アイヌ文化などに関する情報収集・発信の場として、多角的な機能を持つセンターとして活動しています。



◎実施事業

- 1 文化活動に対する支援の場の提供、刺しゅう、木彫、舞踊等
- 2 常設展示の実施
- 3 アイヌ文化公開講座(月1回)の開催

◎情報提供

- 1 アイヌに関する図書の閲覧、映像の視聴
- 2 関連行事の紹介



〒111-0041 東京都台東区元浅草3丁目7番1号 住友不動産上野御徒町ビル3階

〈開館日・利用時間〉

◇平日・土・祝／午前 10時から午後 6時まで

◇休館日／ (1)日曜日 (2)月曜日(祝日・休日にあたる日を除く)

(3)祝日の翌日(土曜にあたる日を除く) (4)年末年始(12月29日～1月3日)

会員募集のお知らせ

『賛助会員』を募集しています

当財団は国および北海道からの財政的な支援をいただいておりますが、法律の趣旨を踏まえ多様な事業を展開していくためには運営基盤の確立が重要であります。このため、地元北海道はもとより、全国の個人、団体や企業の方々から、幅広くご支援をいただくことが大切であると考えております。つきましては、このような趣旨をご理解の上、賛助会員としてご入会くださいますようお願い申し上げます。

年会費

■法人・団体／一口2万円 ■個人／一口5千円 ※各一口以上です。

会員特典

- 財団が発行する刊行物、会報等の無料配布（民族共生象徴空間運営事業の刊行物等は含まれません。）
- 財団が主催する展示会、講演会等の行事の案内
- アイヌ文化に関する行事、イベント等の情報の提供等
- 民族共生象徴空間入場優待券

入会方法

①銀行振込または郵便振替にて会費のお支払いをご希望の方は、事前に入会申込手続きが必要です。

②クレジットカード決済をご希望の方は、ホームページ上で決済と入会申込手続きができます。

詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.ff-ainu.or.jp/web/overview/details/post_9.html

会費の用途

- アイヌ文化等に関する書籍、写真、ビデオ等のライブラリーの整備など自主事業の充実のために充てられます。

公益財団法人アイヌ民族文化財団

■事務局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル（5階）

TEL:011-271-4171 FAX:011-271-4181

ホームページ/<https://www.ff-ainu.or.jp>

■民族共生象徴空間運営本部

〒059-0902 白老郡白老町若草2丁目3番

TEL:0144-82-3914 FAX:0144-82-3685

ホームページ/<https://ainu-upopoy.jp>

■アイヌ文化交流センター

〒111-0041 東京都台東区元浅草3丁目7番1号 住友不動産上野御徒町ビル（3階）

TEL:03-5830-7547 FAX:03-5830-7548

ホームページ/<https://www.ff-ainu.or.jp>



ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間



先住民族アイヌを主題とした日本初の国立博物館

体験型フィールドミュージアム

国立アイヌ民族博物館

見るだけでは終わらない
新しい発見がここにある。

国立民族共生公園

自然の中で培われてきた
先住民族アイヌの文化を五感で感じる。



アイヌ民族の視点で語る「6つのテーマ」に沿った展示等
多彩な展示方法でわかりやすく紹介します。



●私たちのことば
アイヌ語のしくみやアイヌ語由来の地名などについて、音声や映像を交えて紹介します。



●私たちの歴史
現代に続くアイヌの歴史のひろがりやと連なりを視覚的にわかりやすく紹介します。



●私たちの世界
儀礼に使われる道具などを通じて、カムイ(神)の考えかた、自然観などについて紹介します。



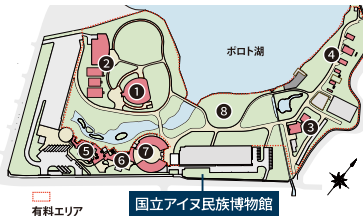
●私たちのしごと
狩猟、漁ろう、採集、農耕といった伝統的な生業のほか、現代のアイヌ民族の多様な仕事を紹介します。



●私たちのくらし
衣食住、人の一生、音楽や舞踊など、アイヌ文化の特色や地域差を紹介します。



●私たちの交流
交易品を通して、様々な文化や民族との交流をたどっていくとともに、民族共生のありかたを伝えます。



有料エリア 国立アイヌ民族博物館



ウポポイPRキャラクター トワレツポん

①体験交流ホール

重要無形民俗文化財指定の「アイヌ古式舞踊」やムックリ演奏をはじめとして、ユネスコ無形文化遺産にも登録されているアイヌの伝統芸能を上演します。

②工房

スタッフによる実演が行われ、長く受け継がれている技術を間近に見学できるほか、木彫りや刺繍の体験もできます。

③いざないの回廊

④歓迎の広場

⑤エントランス棟

木々や動物が描かれた回廊を抜けると大きな広場がお迎え。北海道のお土産などが揃うショップ、アイヌの食文化を楽しむレストランやフードコートもあります。

②体験学習館

教育旅行等の体験活動や、楽器演奏の体験、調理体験等ができる施設です。隣接する別館では動物たちの視点から見る世界のパノラマ映像体験ができます。

④伝統的カウン

アイヌの昔のチセ(家屋)が再現され、生活空間を体感できるエリアです。室内の見学のほか、アイヌの暮らしや文化について解説するプログラム等を実施します。

③チキニ二広場

伝統的な衣装や踊りで歓迎するおもてなしの広場です。アイヌ古式舞踊やムックリの演奏などの伝統芸能を楽しめます。

■入場料

入場料	税込価格
大人(一般)	1,200円
大人(団体)	960円
高校生(一般)	600円
高校生(団体)	480円
中学生以下	無料

※団体(20名以上)

■所在地

〒059-0902 北海道白老郡白老町若草町2丁目3
開園情報・最新情報は公式サイトをご確認ください。



公式サイト



公式Facebook

■アクセス

